

関西学院大学学生会規約

第1章 総則

第1条 本会は関西学院大学学生会と称する。

第2条 本会は建学の精神を体し、自治の精神に則り学生の学術情操安定向上並びに体位を増し以て学風の振興を図ることを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を達成するため種々の活動及び事業を行う。

第2章 組織及び機関

第4条 本会は関西学院大学学生をもって会員とする。

第5条 本会は各学部学会を基幹とし、その目的達成のために、常任委員会、中央協議会、全学執行委員会、会計監査委員会、全学学生総会を置く。全学執行委員長が必要と認められた時、常任委員会、中央協議会の連絡協議会を設け得る。

第6条 学部学会はその運営に関する規約を各学部学会毎に定め、本会の目的に従い自主的に活動する。

第7条 第5条の中、全学執行委員会を学生会本部とする。

第8条 本会の委員及び役員任期は10月1日より翌年9月30日までの1年間としてその選挙は原則として9月中にこれを行う。

但し、最高学年は被選挙権を持たない。尚、その選挙に関する細則は別項に定める。

第3章 常任委員会（昭和40年改正）

第9条 常任委員会は全学執行委員会及び各学部学会と密接なる関係を有し、全学問題に関する決議機関である。

委員会は全学執行委員会を含む5団体、又は出席8名以上で成立し、全学執行委員会を除く出席団体出席数の過半数で決議する。

第10条 各学部学会が異った議決をした場合、常任委員会は意見の調整をはかる。

但し、最終決議については学部学会の議決を優先する事が出来る。

第11条 常任委員会の議決は全学部学会の議決と一致するものとする。

決議事項は中央協議会に報告しなければならない。

第12条 常任委員会は各学部学会で互選された代表2名を以て構成する。

但し、学内公認団体の役員を兼ねることは出来ない。

第13条 常任委員会には互選による議長、副議長、書記各1名の役員を置く。

第14条 常任委員会は原則として週1回以上、議長これを招集しなければならない。

第15条 1 常任委員会は委員の外、議長の許可を得たものがこれを傍聴することが出来る。

2 議長は秩序保持のため傍聴人の退場を命ずる事が出来る。

第16条 常任委員会役員の不信任は全委員の3分の2以上の賛成を要する。

第17条 常任委員会役員及び委員の辞表は常任委員会にはかることを必要とする。

第4章 中央協議会

第18条 中央協議会は各学部学会、全学執行委員会及び各総部体育会と密接なる関係を有し、各総部体育会に関する全学問題の決議機関である。決議事項は常任委員会に報告しなければならない。

第19条 中央協議会は各学部学会、各総部体育会学生会本部の最高責任者をもって構成する。

第20条 中央協議会には互選による議長、副議長、書記各1名の役員をおく。

第21条 中央協議会は原則として月1回以上、議長これを召集しなければならない。

第22条 1 中央協議会は5分の4以上の出席がなければ議事を開き議決することは出来ない。

但し、代理は認める。

2 議決は出席議員の3分の2以上をもって成立する。

第23条 1 中央協議会は議員の外議長の許可を得たものが、これを傍聴することが出来る。

2 議長は秩序保持のため傍聴人の退場を命ずることが出来る。

第24条 中央協議会の議員役員の辞表及び不信任は中央協議会にこれをはかることを必要とする。

第5章 連絡協議会

第25条 連絡協議会は、各学部学会・各総部・体育会・全学執行委員会と密接なる関係を有し全学問題に関する決議機関である。

尚、本決議は全学学生総会に順ずるものとする。

第26条 連絡協議会は、常任委員、中央協議会の全委員並びに全学執行委員長をもって構成する。

第27条 連絡協議会には互選による議長、副議長、書記長各1名を置く。

第28条 1 連絡協議会は全委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議決は出席委員の4分の3以上の同意をもって行う。

第6章 全学執行委員会

第29条 全学執行委員会は本会の最高執行機関であり、全学学生総会、常任委員会、中央協議会の決議事項を執行する。

第30条 全学執行委員会には次の役員を置く。委員長、副委員長（兼渉外部長）、厚生部長、総務部長、情宣部長、経理部長各1名及び副部長各1名。

但し、学内公認団体の役員を兼ねることは出来ない。

第31条 1 全学執行委員長の選出は全学投票によるものとする。

2 副委員長及び各部長の任命は全学執行委員長がこれを行い、常任委員会及び中央協議会の承認を必要とする。

3 各副部長の任命は各部長が各学部学会委員よりこれを行い、常任委員会及び中央協議会の承認を必要とする。

第32条 全学執行委員の役務は次の通りとする。

1 委員長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副委員長は委員長を補佐し渉外部長を兼任する。

3 渉外、総務、厚生、情宣、経理の各部長は、その職務を執行する。

第33条 全学執行委員会は次の任務を行なう。

1 全学学生総会、常任委員会、中央協議会の決議事項の執行及びその報告。

2 常任委員会及び中央協議会の召集。

3 予算及び決算の報告。

4 その他必要と認めた事項の執行。

第34条 全学執行委員会は常任委員会、中央協議会並びに連絡協議会に出席しなければならない。

但し、表決権はもたない。

第35条 全学執行委員会は原則として週1回以上委員長、これを召集しなければならない。

第36条 全学執行委員長に事故あるときは、常任委員会、中央協議会の承認を得て副委員長がこれを代行する。

第37条 全学執行委員の辞表は常任委員会並びに中央協議会にはかることを必要とする。

第38条 全学執行委員会は左の場合には原則として10日以内に解散しない限り、全学執行委員会は総辞職しなければならない。

1 常任委員会及び中央協議会において全学執行委員の不信任案が決議又は信任案が否決された時。

2 4学部以上の学部学生総会で不信任案が決議又は信任案が否決された時。

第7章 全学学生総会

第39条 全学学生総会は本会の最高議決機関である。

第40条 全学学生総会において、学生会本部、各学部学会、各総部体育会は各予算額面及び決算の承認を得なければならない。

第41条 全学学生総会は年1回以上全学執行委員長これを召集する。

但し、下の場合には臨時総会を開かねばならない。

1 常任委員会が必要と認めた場合。

2 中央協議会で全議員の中2分の1以上が必要と認めた場合。

3 全会員の10分の1以上の連署にある場合。

第42条 全学学生総会は全会員の8分の1以上の出席で成立し、出席会員の過半数で議事を決する。

第43条 全学学生総会の公示は原則として1週間前に行わねばならない。

但し、緊急の場合はこの限りではない。

第8章 会計

第44条 本会の経費は学生会費、入会金、援助金その他をもって、これに当てる。

第45条 本会の予算配分には予算委員会を設ける、予算委員会は、全学執行委員会、各学部学会、各総部体育会及び会計監査委員会の代表2名を以て構成する。

第46条 予算総額の決定は全学学生総会の承認を必要とする。

第47条 予算は通年とし各学部学会、各総部体育会、学生会本部は単独会計でこれを行う。

第48条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

第9章 会計監査委員会

第49条 会計監査委員会は学生会費、入会金、学会費、援助金その他会計監査委員会の必要と認めた諸収入の健全なる運用を監査することを目的とする。

第50条 会計監査委員会は各学部学生より選出された各2名を以て構成する。

但し、学内公認団体の役員を兼ねることは出来ない。又、その選出は学部学会で、信任投票によるものとし、常任委員会並びに中央協議会の承認を必要とする。

第51条 会計監査委員会は各学部学会、学生会本部、会計監査委員会、各総部体育会の諸収入の運用に対し、年2回、定期的に経理内容の提示を要求し、監査しなければならない。但し、会計監査委員会の要求ある時は随時に監査することが出来る。

第52条 会計監査委員会は各団体の会計の運営に対し種々の勧告をなし、年2回以上、全会員に監査の報告を行わなければならない。

第53条 会計監査委員会には互選による委員長1名を置く。

第54条 会計監査委員会の役員及び委員の辞表、不信任は常任委員会及び中央協議会の承認を必要とする。

第55条 会計監査委員に欠員を生じた場合はすみやかに当該学部学会より選出しなければならない。但し、これより選出された委員の期間は前任者の残任期間とする。

第10章 規約改正

第56条 本規約の改正は、常任委員会並びに中央協議会の決議又は全会員の4分の1以上の連署をもって発議し、全学学生総会における3分の2以上の賛成による決議を必要とする。

第11章 補則

第57条 本会には名誉会長として大学長、顧問として学生部長これに当る。

第58条 この規約は、昭和33年4月1日からこれを施行する。

但し、発足にあたり昭和33年11月末日まで最高学年も被選挙権を持つ。

(注) 昭和43年度関西学院大学学生会発行学生会会員名簿の関西学院大学学生会規約の原文をそのまま転載。

学生会財務管理委員会規約

前 文

財務管理委員会は、昭和52年6月末日関西学院大学学生公認団体の活動を保障すると共に学生会組織再建への過渡的形態として提起された。

これは、昭和43・44年の関学闘争の結果として8年間にわたった、全学執行委員会・5学部自治会不在の状況の下、変則的であった特別貸付金制度を止揚し、学生自治の精神に基づき学生自らの手によって学生会費の管理運営を行うことを目的とする。

かつまた財務管理委員会は、その設立の過程から学生会組織再建を自らの課題として持ち、学生自治活動を保障する当該年度の学生会費を全学生の総意に基づいて配分する機関でもある。

第1章 総 則

第1条 本委員会は関西学院大学学生会財務管理委員会と称する。

第2条 本委員会は、学生自治の精神に基づき当該年度の学生会費の管理運営を行う。

第3条 本委員会は第2条の目的を達成するために種々の活動を行う。

第2章 組 織

第4条 本委員会はその目的達成のために財務管理委員会・選挙管理委員会・会計監査委員会・連絡会議（学生会公認団体と）を置く。

第5条 上記の各組織はその運営に関する細則を組織毎に定め、本委員会の目的に従い自主的に活動する。

第6条 本委員会の委員長及び委員の任期は9月1日より翌年8月31日までの1年間として、その選挙は原則として6月中にこれを行う。

但し、最高学年は被選挙権を持たない。尚、その選挙に関する細則は、これを別に定める。

第3章 財務管理委員会

第7条 本委員会は次の役員をおく。委員長・副委員長（兼渉外部長）・副委員長（兼渉内部長）・総務部長・会計経理部長・企画部長・編集部長・情宣部長・調査部長各1名を置く。

但し、学内公認団体の役員を兼ねることはできない。

第8条 1 財務管理委員長の選出は全学投票によるものとする。

2 副委員長及び、各部長の任命は財務管理委員長がこれを行ない、全学生の承認を必要とする。

3 全学生の承認方法の細則は、これを別に定める。

第9条 財務管理委員の役務は次のとおりとする。

1 委員長は全学執行委員長が選出されるまで、学生会費代理徴収を大学に依頼する権限を有する。

2 委員長は本委員会を代表し、会務を統轄し必要に応じて委員会を招集する。

3 副委員長は委員長を補佐し、渉外・渉内部長を兼任する。

4 総務・会計経理・企画・編集・情宣・調査の各部長はその定められた職務を遂行する。

第10条 財務管理委員会は次の任務を行う。

1 関西学院大学学生会規約及び各学部自治会規約にのっとり責任体制の明確な関西学院大学学生会公認団体へ、昭和43年度予算額遵守の学生会予算の配分。

- 2 予算委員会・連絡会議の招集。
- 3 財務管理委員会の年間活動予算、特別会計予算案及び特別補正予算案の作成。
- 4 学生会公認団体の予算及び決算の報告。
- 5 その他、全学執行委員会再建に向けての情宣活動。

但し、各学部自治会再建に関しては、各学部生の主体的活動に委ねる。

第11条 財務管理委員会は、予算委員会・連絡会議に出席しなければならない。

第12条 財務管理委員長に事故ある時は、副委員長がこれを代行し、40日以内に後任の委員長を選出しなければならない。

但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会計

第13条 学生会費の配分は、次のように定める。

- 1 一般会計費（学生会各公認団体）に関しては、昭和43年度学生会予算の配分額を遵守する。
- 2 当該年度不在の学生会公認団体の学生会予算配分額は、当該年度中に再建される可能性を考慮し、半期ずつ凍結する。
- 3 学生会費より一般会計費を差し引いたものを特別会計費とする。
- 4 特別会計費は、財務管理委員会・選挙管理委員会・会計監査委員会・連絡会議の運営費及び、大学祭の費用とする。
- 5 特別会計費の予算配分には、予算委員会を設ける。
- 6 予算委員会は財務管理委員会・選挙管理委員会・会計監査委員会代表各2名、現存する学生会公認団体の代表各1名を以って構成する。
- 7 予算委員会は、議長を財務管理委員会、副議長を会計監査委員会、書記を選挙管理委員会よりの代表がこれに当り、会議の議事運営を行う。
- 8 議決権は各団体1票とする。
- 9 予算委員会は、全議決者の4分の3以上の出席者で成立し、3分の2以上の賛意をもって予算案は可決される。

第14条 特別会計予算の決定は、全学生の承認を必要とし、一般会計予算は全学生に公示する。尚、細則についてはこれを別に定める。

第15条 予算は通年とし、各学部自治会・各総部体育会・財務管理委員会・選挙管理委員会・会計監査委員会は単独会計でこれを行う。

但し、一般会計半期凍結分の予算は、特別補正予算として年2回（10月、1月）財務管理委員会が特別補正予算案を作成し、予算委員会に提出する。尚、特別補正予算案は全学生の承認を必要とし、細則についてはこれを別に定める。

第16条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第5章 選挙管理委員会

第17条 選挙管理委員会は、選挙管理委員会規定・選挙規定・選挙細則の下に選挙に関する運営管理全般を行い、選挙の公正を期することを目的とする。

第18条 選挙管理委員会は、財務管理委員会が選挙管理委員会を7名以上公募し、全学生の20分の1以上の異議申し立てがない者によって構成される。

第19条 選挙管理委員は、学生会各公認団体の役員を兼ねることはできない。

第20条 選挙管理委員会は、互選により委員長1名、副委員長を1名、会計1名、書記1名を置く。

第21条 選挙管理委員会の招集は、選挙管理委員長が必要に応じてこれを行う。

第22条 選挙管理委員の任期は、9月1日より翌年8月31日までの1ヶ年とする。

第23条 選挙管理委員に欠員が生じた場合は、第18条によりすみやかに補充しなければならない。但し、後任委員の任期は前任委員の残任期間とする。

第6章 会計監査委員会

第24条 会計監査委員会は、学生会費の運用を監査することを目的とする。

第25条 会計監査委員会は、財務管理委員会が会計監査委員を7名以上公募し、全学生の20分の1以上の異議申し立てがない者によって構成される。

第26条 会計監査委員は、学生会各公認団体の役員、財務管理委員及び選挙管理委員を兼ねることはできない。

第27条 会計監査委員会は互選により、委員長1名、副委員長1名、会計1名、書記1名を置く。

第28条 会計監査委員会は、各学部自治会・財務管理委員会・会計監査委員会・選挙管理委員会・各総部体育会の諸収入の運用に対し、年2回定期的に経理内容の提示を要求し、監査しなければならない。

但し、会計監査委員会の要求ある時は随時に監査することができる。

第29条 会計監査委員会は各団体の会計の運営に対し種々の勧告をなし、年2回以上、全学生に監査の報告を行わなければならない。

第30条 会計監査委員の任期は、9月1日より翌年8月31日までの1ヶ年とする。

第31条 会計監査委員に欠員を生じた場合は、第25条によりすみやかに補充しなければならない。但し、後任委員の任期は前任委員の残任期間とする。

第7章 全学生承認

第32条 特別会計予算案、特別補正予算案の全学生の承認は、通常下記によって異議申し立て形式で行う。

- 1 財務管理委員会は、予算案が決定された日より10日以内に、公示を学内3カ所以上の場所に行わねばならない。
- 2 予算案の全学生異議申し立て期間は14日間とする。
- 3 予算案の未承認には、全学生の10分の1以上の署名を必要とする。
- 4 署名簿は会計監査委員会に公示期間中に提出し、会計監査委員会がこれを監査する。
- 5 財務管理委員会は予算案の承認・未承認を確認した時、その公示を10日間、学内3カ所以内の場所に行わねばならない。
- 6 財務管理委員会は、予算案に関する異議申し立てが成立した場合、すみやかに予算委員会を招集する。

第33条 その他、全学生承認を必要とする事項は、前条の方法に従う。

第8章 規約改正

第34条 本規約の改正の請求は、全学生の10分の1以上の署名を必要とする。

第35条 署名簿は選挙管理委員会に提出し、選挙管理委員会がこれを審査する。

第36条 選挙管理委員会は、規約改正請求成立を確認した時、規約改正の公示を10日間行う。

第37条 規約改正は、全学生の過半数の賛意をもって成立する。

第9章 補則

第38条 本委員会は顧問として学生部長がこれにあたる。

第39条 本委員会は、当該年度の学生会費に対してのみ管理運営権を有するものであって、昭和44年度以降52年度に至る学生会費凍結分に関しては、その管理運営権を一切有しない。

第40条 会計監査委員会は財務管理委員会と協議し、会計監査の指針となるべき「会計規則案」を昭和53年4月中に作成し、全学生の承認を受けなければならない。

第41条 本委員会は財務管理委員会規約上のみの活動を行う。

第42条 本委員会は全学執行委員会が再建された時点で解散し、その後本委員会の規約は一切の効力を有しない。

第43条 この規約は昭和52年12月1日からこれを施行する。

第10章 細則

財務管理委員長選挙

第44条 全学生の直接投票形式とする。

第45条 委員長の選挙は6月中にこれを行う。但し、再任は妨げない。

第46条 委員長の選出は、全学生の8分の1以上の有効票の中で過半数得票者とする。

第47条 過半数得票者がなき場合は、前条に従って上位2者の決選投票を行う。決選投票の実施要領は選挙管理委員会がこれを決定する。

第48条 立候補者が1名の場合、公示期間終了後、異議申し立て期間を10日間設け、全学生の10分の1以上の異議申し立ての署名がない場合には、選出されるものとする。

第49条 選挙資格者は全学生とし、選挙人名簿は選挙管理委員会が保管する。

第50条 投票された保留票、白票及び条件に適さない票は無効票とする。

第51条 所定の投票所以外での投票は一切これを認めない。

第52条 立候補を希望する者は、選挙公示期間中に選挙管理委員会へ立候補届けを提出しなければならない。

第53条 投票用紙は選挙管理委員会が作成し、投票場において選挙人名簿と学生証とを照合確認し交付する。

第54条 投票用紙は投票場より持ち出すことはできない。

第55条 選挙は通常下記によって行う。

- 1 選挙実施が決定されれば選挙管理委員会はその日より10日以内に選挙公示を行わねばならない。
- 2 その公示期間は7日間とする。
- 3 投票期間は7日間とする。
- 4 開票は、翌日開票とする。
- 5 投票箱の管理は選挙管理委員会が行う。

第56条 立会人は7名以上とする。

第57条 開票は公開とし、選挙管理委員会が立会人立会の下に行う。

第58条 選挙細則は、選挙管理委員会が定める。

財務管理委員長罷免

第59条 委員長の罷免請求は、全学生の10分の1以上の署名を必要とする。

第60条 署名簿は選挙管理委員会に提出し、選挙管理委員会がこれを審査する。

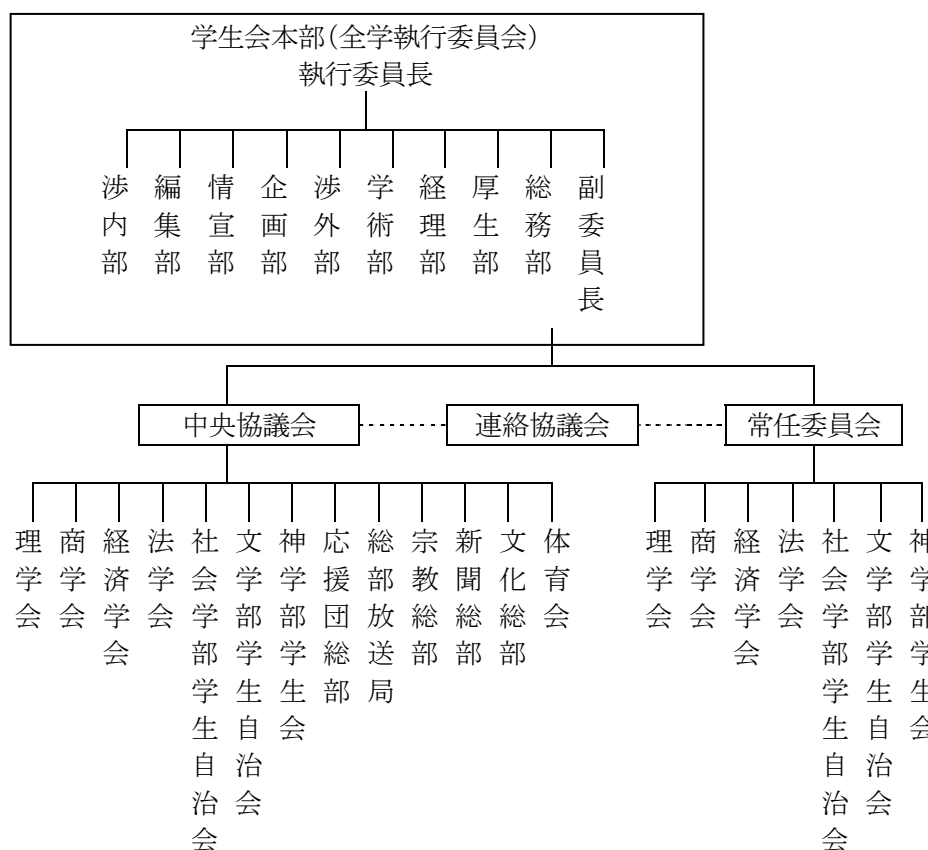
第61条 選挙管理委員会は罷免請求成立を確認した時、委員長の信任・不信任の選挙公示を10日間行う。

第62条 委員長の罷免は、全学生の8分の1以上の有効票の中で過半数の不信任票があれば、10日以内に財務管理委員会は総辞職しなければならない。

但し、次の財務管理委員会が発足するまで引き続き事務を行う。

学生会組織図

関西学院大学学生会は関西学院大学の全学生を含む自治団体であって、学生会には、最高執行機関である全学執行委員会のもとに七つの各学部学生自治会及び六つの任意団体より構成され、その目的は真理を探究し、あらゆる圧制から平和と民主主義を守ることにあり、かつ、人間の内的本性の完全な自己実現を究極の理想とする。



学生会館運営委員会規程

第1条 会館の運営を円滑に行い管理遂行のため運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、学生部長、会館主事、各学部学年主任、施設課長、体育会長、文化総部顧問、学生会長、各総部及び各学会から1名、生活協同組合学生理事1名をもって構成し学生部長が委員長となり会館主事が委員長補佐となる。

第3条 常任委員会は、学生部長、会館主事、体育会長、文化総部顧問、学生会長、生活協同組合学生理事及び総部並びに学会から選出せられた委員中からそれぞれ互選により選出された者各2名計10名をもって構成し、学生部長は委員長となる。

第4条 委員会は年2回の定例委員会のほか必要に応じ委員長これを招集する。ただし、委員の3分の1以上の要請がある場合委員長はこれを招集しなければならない。

第5条 委員会においては会館運営管理に関しての重要事項を審議し、その他の事項については、常任委員会にその審議を依託する。

第6条 常任委員会は次の事項について審議する。

- 1 規約に基づく会館の運営管理について的一般事項
- 2 委員会の依託する事項
- 3 その他

第7条 委員会及び常任委員会は2分の1以上の出席をもって成立し出席者の過半数の賛同によって決議が成立する。

2 賛否同数の場合は委員長これを決する。

第8条 委員の任期は1カ年とし留任を妨げない。ただし、任期中欠員を生じた場合、後任者は前任者の残り任期とする。

学生会館総則

第1条 本館は関西学院大学学生会館と称する。

第2条 関西学院大学学生会館(以下「会館」という。)は大学教育の理想とする全人格的教育の一環としての課外教育の場たる事を目的とする。

第3条 会館の運営、管理を行うため会館運営委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員会の議決に基づき、委員長これを行う。

第4条 会館には会館主事及び管理人(若干名)を置き、会館主事は委員長を補佐する。

第5条 会館運営委員会については別に定めるところによる。

第6条 会館の施設及び備品の使用は学院の教職員、学生に限る。ただし、委員長の許可を受けた者はこの限りでない。

第7条 会館には別記の施設を設ける。(別表)

第8条 会館の施設及び備品の使用に関しては委員長の許可を受けなければならない。

第9条 会館の施設及び備品の使用細目については別にこれを定める。

第10条 会館の施設及び備品の使用に当り会館規約に反する時はその使用を禁ず。

第11条 会館の施設及び備品を使用せんとする者は会館主事の指示に従わねばならない。

第12条 会館の施設及び備品を故意に又は過失により消滅あるいは毀損した時は常任委員会の審議により、これによって生じた損害の相当代価を弁償せしめる。

第13条 会館は午前8時に開き午後8時に閉館する。

第14条 会館の事務取扱いは午前9時から午後4時までとする。

2 土曜日は午前9時から午後2時までとする。

第15条 会館の休日を次のとおり定める。

- 1 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 2 日曜日
- 3 学院創立記念日
- 4 休假日の一定期間
- 5 その他必要となった期間

第16条 第15条に規定する休日並びに時間外に会館を使用しようとする者については別に定めるところによる。

第17条 この規約の改正は運営委員の3分の2以上の出席と出席者の3分の2以上の同意により成立する。

「学生会館総則」に関する了解事項

(1) 開館時間

現行「規約」においては、「学生会館総則」第13条によって「会館は午前8時に開き午後8時に閉館する」と定められている。しかし今回の「計画」による大規模な増築にともなって従来よりも一層多角的な活動形態が予測され、またこれまで第一学生会館の外に散在していた部屋や練習場などを含んで一層多種類の団体が使用することになる以上、それらの活動を可能なかぎり保障し、活動が大きく阻害されないような開館時間が必要とされる。このようなことから現行の開館時間を午前8時から午後9時までとする。

(2) 時間外使用

学生会館の上記開館時間以外の使用については、「総則」第16条において別途使用細則を設けると定めているが、実際にはその細則の作成までにはいたらず、時間外使用をやむをえず必要とする場合に限り、申請・許可制の下で午前8時以前と午後8時以後の一定時間の使用が現実の運用の面において認められてきた。しかし今回の「計画」によって従来は第一学生会館の外に散在していた部室や練習場などが館内へ移り、学生会館が一層多角的な活動の場となるため、必要にして十分な理由のある限り、閉館時(午後9時)以後の時間外使用を申請・許可制によって2時間を限度として認めることとする。また、武道棟を使用する団体の早朝練習などを考慮し、開館時(午前8時)以前の時間外使用も申請・許可制によって2時間を限度として認めることとする。

(3) 休館日

「総則」によれば休日は次のように定められている。「第15条会館の休日を次の通り定める。①国家のきめた休日、②日曜日、③学院創立記念日、④休假日の一定時間、⑤その他必要と認められた期間」。この条項の中の休館日のうち、日曜日と国の定めた祝祭日に関しては現在の学生会館の使用状態を考慮検討して開館日を大幅に増加させる。すなわち日曜日と祝祭日はそれらの日曜日のうち月一回を休館日とし、その他は開館する。したがって学生会館の休館日は以下ようになる。すなわち①年末・年始の休日、②夏季休館期間(8月13日から8月17日までの計5日間)、③学院・大学が特に定めた日、④月一回の日曜休館日(第4日曜日)、以上である。ただし、1月及び2月は第1、第2日曜日も休館。

(4) 夏季の開館時間

夏季の7月31日から9月15日に至る期間は、午前8時30分から午後6時30分までとする。

附 則

1～6 略

7 この了解事項は、2004年(平成16年)4月1日から改正施行する。

学生会館使用細則

第1条 本細則は総則第2条の趣旨により第9条に基づき会館の施設、及び備品を完全なる状態において常に使用し得るように管理すべき目的をもって定める。

第2条 会館施設を使用しようとする者は次の要領により手続き完了後でなければ使用できない。

- 1 所定の願用紙に所要事項を記入し署名捺印すること
- 2 願を委員長に提出し、その許可及び承認を得ること
- 3 提出書類は使用日の7日前に手続き完了のこと
- 4 上記により許可及び承認を得て会館主事に届出て必ずその確認印を受けること
- 5 ただし、小会議室については使用の都度会館主事に届出ること。

第3条 会館施設を部室として使用する時は5号書式により6号書式の承認を受けること。ただし、1年を1期間とし新任責任者は使用願を提出すること。

第4条 総則第6条に規定する者以外の使用については次のとおり定める。

- 1 その目的成果が学院に対し文化的貢献をなすこと
- 2 委員長これを許可するもの
- 3 学院教職員の保証を付すること
- 4 使用日の10日前に諸手続きを完了すること
- 5 その他の必要事項については、その都度委員長が指示する

第5条 館内集会場において有料催物を開催する時は次のとおり定める。

- 1 使用届必要書類と、別に催物開催届(1号書式)を15日前に委員長に提出し許可を受けること
- 2 会館使用届を提出し第2条の規定手続きをなすこと。ただし、同条第3号については10日とする

第6条 会館施設及び備品の使用料については別にこれを定める。

第7条 緊急の必要あるときは可及的速やかに使用に関する諸願を委員長に提出し許可を受けること。

第8条 会館施設及び備品の使用に関してはすべての所定の様式に従い、所要事項記入の上責任者の署名捺印の上関係主管へ提出すること。

第9条 館内各施設を使用する者は開館後会館主事から各施設の鍵、屑籠及び喫煙が許可される場合は灰皿を受取り、使用終了後は施錠をなし会館主事へ終了報告とともにこれを返却すること。

第10条 各施設を使用する者は施設、備品の整理整頓を行い清潔を旨とし火気、盗難に留意すること。

第11条 会館施設及び備品を管理者の許可なくして他に移動させてはならない。

第12条 館内での飲酒は如何なる場合も厳禁する。

第13条 館内にて喫煙を禁止する場合及び場所。

- 1 歩行中
- 2 廊下及び階段
- 3 映写室・ホール
- 4 ステージ及びその付近

5 便所

6 その他指示ある時及び場所

第14条 ホール並びに各部室内で食堂の食器及びこれに類するものを持ち込み飲食しないこと。

第15条 スパイク・サッカーシューズに類するもの及び下駄の使用を禁ずる。

第16条 許可なくして会館内に掲示をしないこと。

2 会館主事に許可を受けたる場合は承認印を受けてテープでとめること。

第17条 会館建物、施設、備品を消滅、毀損せる場合は必ず所要事項を報告すること。(7号書式)

第18条 会館内において規約に反する者は総則第10条の規定を適用する。

第19条 休館期間中の使用については委員長の許可と会館主事の承認を要する。

第20条 休暇中の会館事務取扱いについてはその都度公示する。

第21条 その他必要に応じ定める遵守事項はその都度公示する。

「学生会館使用細則」に関する了解事項

音楽練習場

1 使用時間帯の基準区分

(A) 8:00~10:30 (B) 10:30~12:30

(C) 12:30~15:00 (D) 15:00~17:00

(E) 17:00~20:30

ただし、夏季休暇中は

(A) 8:30~12:00 (B) 12:00~15:30

(C) 15:30~18:00

2 使用者の範囲

(1) 音楽系学生会公認団体

(2) 音楽系学生会未公認団体

(3) その他の学内団体

(寮・ゼミ・クラス・教職員団体等)

3 使用者の優先順位

(1) 音楽系学生会公認団体

(2) 音楽系学生会未公認団体

(3) その他の学内団体

(寮・ゼミ・クラス・教職員団体等)

ただし、

5号室については関西学院交響楽団

6号室についてはマンドリンクラブ

8号室についてはクラシックギタークラブ

10号室については応援団総部吹奏楽部

11号室については混声合唱団“エゴラド”

が優先使用しうるものとする。

4 使用手続

使用を希望する団体は所定の期間内に半月毎の使用願を提出し、学生会館運営委員長(以下「運営委員長」と略す。)の承認を得なければならない。

5 使用ローテーション編成後の空室の練習場の使用については申込受付順とする。

会議室・和室

1 使用時間帯の基準区分

(A) 8:00~10:30 (B) 10:30~12:30

(C) 12:30~14:00 (D) 14:00~16:30

(E) 16:30~18:30 (F) 18:30~20:50

ただし、夏季休暇中は

(A) 8:30~11:00 (B) 11:00~13:00

(C) 13:00~14:30 (D) 14:30~16:00

(E) 16:00~18:20

2 使用者の範囲

(1) 学生会公認団体

(2) 学生会未公認団体

(3) その他の学内団体

(生協・中学部・高等部含む)

3 使用者の優先順位

- (1) 学生会公認団体
- (2) 学生会未公認団体
- (3) その他の学内団体
(生協・中学部・高等部含む)

ただし、

会議室2号室については英語研究部

和室1号室については囲碁部、将棋部が優先使用するものとする。

4 使用手続

使用を希望する団体は所定の期間内に半月毎の使用願を提出し、運営委員長の承認を得なければならない。

5 ローテーション編成後の空室の使用については、申込受付順とする。

多目的練習場

1 使用時間帯の基準区分

((A))8:00~10:30 ((B))10:30~12:30 ((C))12:30~15:00

((D))15:00~17:00 ((E))17:00~20:30

ただし、夏季休暇中は

((A))8:30~12:00 ((B))12:00~15:30 ((C))15:30~18:00

2 使用者の範囲

- (1) 学生会公認団体
- (2) 学生会未公認団体
- (3) その他の学内団体

3 使用者の優先順位

- (1) 学生会公認団体
- (2) 学生会未公認団体
- (3) その他の学内団体

4 使用手続

使用を希望する団体は所定の期間内に半月毎の使用願を提出し、運営委員長の承認を得なければならない。

5 ローテーション編成後の空室の使用については、申込受付順とする。

合同部室

1 使用者の範囲

学生部に2カ年以上継続して登録し、かつ活動実績のある団体で部屋をもたない団体とする。

ただし、自治会傘下の団体を除く。

2 使用手続

使用を希望する団体は毎年指定の期間内に合同部室使用願を提出し、運営委員長の許可を受けた上で、指定されたブロックを使用することができる。

3 使用期間は6月1日より翌年5月31日までの1カ年とする。

4 年度の途中で使用を許可された団体は上記3の期間内使用ができる。

5 指定されたブロックを無断で変更したり、他の団体に転貸してはならない。

共同暗室

1 使用を希望する団体は半月毎の共同暗室使用願を所定の期間内に提出し、運営委員長の許可を受けなければならない。

2 使用者の範囲

- (1) 学生会公認団体
- (2) 学生会未公認団体
- (3) その他の学内団体

3 使用者の優先順位

- (1) 文化総部写真部
- (2) 学生会公認団体
- (3) 学生会未公認団体
- (4) その他の学内団体

道場

1 道場を使用する体育会の当該団体は毎年所定の使用願を運営委員長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 使用期間は4月1日より翌年3月31日までの1カ年とする。

更衣ロッカー室 更衣ロッカーのうち318台を体育会に、8台を応援団総部に、1年間貸出しするものとし、残余については他の学内団体をも含め使用のつど貸出しするものとする。

学生会館トレーニングルーム 別に定める。

室内体操場 使用を希望する団体はそのつど学生会館運営委員長に届け許可を受けなければならない。

倉庫

- 1 使用を希望する団体は毎年所定の期間内に所定の倉庫使用願を提出し、運営委員長の許可を受けなければならない。
- 2 学生会公認団体に対する貸出し期間は毎年4月1日より翌年の3月31日までの1カ年とする。
- 3 学生会未公認団体に対する貸出し期間は毎年6月1日より翌年の5月31日までの1カ年とする。

備品・物品の搬入 施設の使用団体はその活動のために臨時に設備を施し、又は学生会館の常備品以外の備品及び物品(電気器具など)を搬入しようとするときは、あらかじめ運営委員長の許可を受けなければならない。

その他

- 1 特別行事

特別行事(学内外を対象とする催物及び大会)のために学生会館諸施設の使用を希望する団体は3ヵ月前に所定の手続きをとり、運営委員長の許可を受けることができる。

- 2 スパイク・シューズの使用

部室棟の1・2階及びシャワー更衣室についてはスパイク・シューズをつけたままで使用することができる。

学生会館トレーニングルーム使用に関する了解事項

(目的)

学生会館トレーニングルーム(以下「トレーニングルーム」と略す。)は、スポーツ選手の体力を科学的方法によってより高度に鍛練し、もって、大学の課外体育活動の発展に寄与することを目的とする。

(管理運営)

トレーニングルームの管理運営は学生会館運営委員長(以下「運営委員長」と略す。)が行う。

(用途)

トレーニングルームは次の場合に使用することができる。

- 1 大学の課外体育活動
- 2 その他、運営委員長の認めた場合

(主任トレーニング指導員)

トレーニングルームに主任トレーニング指導員を置き、トレーニングルームの使用目的の達成と安全確保をはかるものとする。

(使用基準)

トレーニングルームの使用は原則として、体育施設運営委員会によって第一種トレーニング指導員の資格を認定された者を持つ団体で、且つ運営委員長に年間使用申請をし、許可を得た団体のみとする。

(使用順位)

使用に際しては次の優先順位を設ける。

- 1 体育会
- 2 スポーツ系同好会
- 3 その他

(使用時間)

使用時間は原則として8:00~20:30とする。ただし、夏季休暇中は8:30~18:00とする。

(使用手続)

使用希望団体は原則として、毎年指定の期間内に使用申請書を運営委員長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用者の遵守義務)

使用団体は次の各号を遵守しなければならない。

- 1 トレーニングルーム内で喫煙又は飲食をしてはならない。
- 2 清潔・整頓に協力し、特に火気・盗難に注意しなければならない。
- 3 トレーニングルーム内ではトレーニングウェアを着用するものとする。
- 4 トレーニングルーム内での更衣は禁止する。
- 5 使用時間は厳守しなければならない。
- 6 許可を受けた目的以外に使用し、又は他の団体に転貸してはならない。

(使用許可の取消)

使用団体が遵守義務に違反した時は、使用の許可を取り消すことがある。

附 則

1~6 略

7 この了解事項は、2004年(平成16年)4月1日から改正施行する。